

指定管理者の選定結果

第1 笠間市児童館に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間市児童館
 (2) 所在地 笠間市南友部1966番地1
 (3) 設置目的 児童に健全な遊びを与えることにより、その健康を増進し、又は情操を豊かにすること
 (4) 設置根拠 笠間市児童館の設置及び管理に関する条例
 (5) 施設概要 遊戯室、集会室兼幼児室、創作活動室、図書室、授乳室、相談静養室、事務室、倉庫
 (6) 施設所管課 福祉部子ども福祉課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
 (2) 管理運営業務 ① 健全な遊びを通しての児童の集団的、個別的な生活指導
 ② 児童の運動を通しての健康と体力の増進指導
 ③ 文化活動、芸術活動等を通しての情操を豊かにするための指導
 ④ 児童に関する地域組織活動の育成及び助長
 ⑤ 子育てを行う家庭の支援に関する事業
 ⑥ その他児童の健全育成に必要な事業
 ⑦ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 ⑧ 笠間市地域子育て支援センター事業実施要綱（平成18年笠間市告示第52号）に基づく事業等に関すること。
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として指定管理者に対して指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要
 公募・非公募の別 公募
 (2) 募集結果
 申請団体 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	10
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増、利便性・サービス向上（サービスの質の確保）のための適切な方策等が講じられているか。	

③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営のため、経費縮減の具体的な方策を講じているか。	10
	安定した経営基盤を有しているか。	
④ 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。事業計画に沿った管理を行う能力があるか。	35
	収支計画は妥当か。	
	同種(類似)施設の管理業務の実績があり、管理運営業務に係る相当の知識及び指導員等を確保しているか。	
	個人情報適切に管理できるか。	
	適切な指導員等の配置計画となっているか。研修の内容は適切か。	
⑤ 自主事業の内容が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。	災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	25
	遊びを通して児童の集団的、個別的な生活指導や健康と体力の増進指導が可能であるか。	
	情操を豊かにするための指導が可能であるか。	
	子育て支援に資する事業であるか。	
	地域組織活動の育成及び助長が可能であるか。	
	民間経営の独自性があるか。	
合 計		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成26年8月29日(金)
午後1時45分から午後2時55分まで
(審議会委員による現地視察：平成26年8月19日(火)実施)
- ② 場 所 笠間市役所 大会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間市児童館は、児童に健全な遊びを与えることにより、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを設置目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準(募集要項に提示)に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席し

た委員の過半数で決することとしているため、議長を除く出席委員で決を採った。

その結果、採決に加わった8名全委員が、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者候補者として可と判断した。

※ 評価傾向

- ・選定基準18項目中「利用者本位のサービスが提供されているか。」「同種施設の管理業務の実績があり、管理運営業務に係る相当の知識及び指導員等を確保しているか。」などの5項目について過半数の委員が優れていると評価しており、自主事業が「子育て支援事業に資する事業であるか。」の項目については全委員が優れていると評価した。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が、笠間市児童館の指定管理候補者として適当である。

○付帯意見 特になし。

5 選定結果

指定管理者候補者名	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
主な選定理由	これまでの管理実績及び提案された事業計画から、施設の管理目的に合致し、利用者本位のサービスが提供され、また施設の管理運営体制が安定的、継続的に確保できると判断したため。

6 指定管理者の指定

平成27年4月1日から平成32年3月31日までを指定期間とする指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決（平成26年11月12日）を経て、指定管理者に指定した（平成26年11月12日告示）。

指定管理者の指定をした日	平成26年11月12日
公の施設の名称	笠間市児童館
指定管理者に指定した団体の名称、代表者及び事務所の所在地	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 茨城営業所 菊池幸雄 茨城県牛久市栄町3丁目186番地 長谷川ビル2F
指定管理者の指定の期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

第2 笠間駅北口自転車駐車場及び駐車場に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間駅北口自転車駐車場
笠間駅北口駐車場
- (2) 所在地 笠間市下市毛288番地10
- (3) 設置目的 駅周辺の環境整備を図るとともに、自転車利用者の利便に資すること
市民及び観光客の利便に資すること
- (4) 設置根拠 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例
笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例
- (5) 敷地面積 2,375.07㎡
- (6) 施設の概要等 収容台数
自転車 311台
バイク 10台
普通・軽自動車 73台
- (7) 施設所管課 市民生活部 市民活動課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ① 駐車場の使用許可に関する業務
② 駐車場の使用料の徴収に関する業務
③ 駐車場の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
④ その他市長が必要と認める業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要
公募・非公募の別 非公募
- (2) 募集結果
申請団体 一般社団法人 笠間観光協会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	市民の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	

④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
合 計		100	

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成26年8月29日(金)
午後2時56分から午後3時55分まで
(審議会委員による現地視察：平成26年8月19日(火)実施)
- ② 場 所 笠間市役所 大会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間駅北口自転車駐車場は、周辺の環境整備を図るとともに、自転車利用者の利便に資すること、笠間駅北口駐車場は、市民及び観光客の利便に資することを設置目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、議長を除く出席委員で決を採った。

その結果、採決に加わった8名全委員が、一般社団法人 笠間観光協会を指定管理者候補者として可と判断した。

※ 評価傾向

- ・選定基準12項目中「利用者の平等利用が確保されているか。」などの7項目について全委員が普通以上と評価しており、そのうち「類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。」の項目については半数の委員が優れていると評価した。

エ 審議会の結論

申請団体を審議したうえで採決した結果により、一般社団法人 笠間観光協会が、笠間駅北口自転車駐車場、笠間駅北口駐車場の指定管理候補者として適当である。

○付帯意見 特になし。

5 選定結果

指定管理者候補者名	一般社団法人 笠間観光協会
主な選定理由	平成19年度から、観光案内所に駐車場の管理事務所を置き、指定管理者として業務を行っており、管理事務所の共同使用や駐車場管理と観光案内業務が兼務でき、経費の縮減が図られる。 長年の経験と適正な管理運営を行ってきた実績を踏まえ、引き続き選定した。

6 指定管理者の指定

平成27年4月1日から平成32年3月31日までを指定期間とする指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決（平成26年11月12日）を経て、指定管理者に指定した（平成26年11月12日告示）。

指定管理者の指定をした日	平成26年11月12日
公の施設の名称	笠間駅北口自転車駐車場 笠間駅北口駐車場
指定管理者に指定した団体の名称、代表者及び事務所の所在地	一般社団法人 笠間観光協会 会長 増淵 浩二 笠間市笠間1357番地1
指定管理者の指定の期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

第3 稲田駅前自転車駐車場，稲田駅前駐車場，福原駅前駐車場に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 稲田駅前自転車駐車場 笠間市稲田2307-9
 所在地 稲田駅前駐車場 笠間市稲田2307-12
 福原駅前駐車場 笠間市福原2129-19
- (2) 設置目的 駅周辺の環境整備を図るとともに，自転車利用者の利便に資すること
 市民及び観光客の利便に資すること
- (3) 設置根拠 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例
 笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例
- (4) 敷地面積 4,105.5 m²
- (5) 施設の概要等 収容台数
 自転車 84台
 バイク 11台
 普通・軽自動車 86台
- (6) 施設所管課 市民生活部 市民活動課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ① 駐車場の使用許可に関する業務
 ② 駐車場の使用料の徴収に関する業務
 ③ 駐車場の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
 ④ その他市長が必要と認める業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として，指定管理者に対して年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要
 公募・非公募の別 非公募
- (2) 募集結果
 申請団体 JROB会

4 選定経過

施設所管課による選考の後，笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い，施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した，選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	市民の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	

④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
合 計		100	

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成26年8月29日(金)
午後4時05分から午後4時45分まで
(審議会委員による現地視察：平成26年8月19日(火)実施)
- ② 場 所 笠間市役所 大会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

稲田駅前自転車駐車場は、周辺の環境整備を図るとともに、自転車利用者の利便に資すること、稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場は、市民及び観光客の利便に資することを設置目的としている。指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、議長を除く出席委員で決を採った。その結果、採決に加わった8名全委員が、JROB会を指定管理者候補者として可と判断した。

※ 評価傾向

- ・選定基準12項目中「利用者の平等利用が確保されているか。」などの10項目について全委員が普通以上と評価しており、そのうち「類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。」など4項目については半数の委員が優れていると評価した。

エ 審議会の結論

申請団体を審議したうえで採決した結果により、JROB会が、稲田駅前自転車駐車場、稲田駅前駐車場、福原駅前駐車場の指定管理候補者として適当である。

○付帯意見 特になし。

5 選定結果

指定管理者候補者名	J R O B 会
主な選定理由	平成19年度から、指定管理者として業務を行っており、駅舎を利用して、乗車券委託販売業務と駐車場管理業務を兼務することで、経費の縮減が図られる。 長年の経験と適正な管理運営を行ってきた実績を踏まえ、引き続き選定した。

6 指定管理者の指定

平成27年4月1日から平成32年3月31日までを指定期間とする指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決（平成26年11月12日）を経て、指定管理者に指定した（平成26年11月12日告示）。

指定管理者の指定をした日	平成26年11月12日
公の施設の名称	稲田駅前自転車駐車場、稲田駅前駐車場、 福原駅前駐車場
指定管理者に指定した団体の名称、代表者及び事務所の所在地	J R O B 会 代表 石崎 忠夫 笠間市笠間2549番地2
指定管理者の指定の期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

第4 笠間の家に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間の家
 (2) 所在地 笠間市下市毛79番地9
 (3) 設置目的 陶芸家の故里中英人氏のアトリエ兼居宅の寄付を受けたことに伴い、日本を代表する建築家伊東豊雄氏の作品でもある旧里中英人邸の保存及び活用を図るとともに、地域活性化及び市民と都市住民との交流の促進のため。
 (4) 設置根拠 笠間の家の設置及び管理に関する条例
 (5) 施設の概要等 ギャラリー、書斎、居間、厨房、創作工房、窯場、トイレ等
 (6) 施設所管課 都市建設部 まちづくり推進課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
 (2) 管理運営業務 ① 地域活性化の促進に関すること
 ② 市民と都市住民との交流の促進に関すること
 ③ 笠間市の産業の振興に資する工芸品の制作、展示及び販売に関すること
 ④ 施設の使用の許可及び使用料の徴収に関すること
 ⑤ 施設及び設備の維持管理に関すること
 ⑥ その他市長が必要と認めること
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要
 公募・非公募の別 公募
 (2) 募集結果
 申請団体 NPO法人グラウンドワーク笠間
 NPO法人いばらきの魅力を伝える会
 生活ネットいばらき
 笠間焼協同組合

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	10
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増及び利便性・サービス向上（サービスの質の確保）等のための適切な方策が講じられているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	10
	安定した経営基盤を有しているか。	

④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。事業計画に沿った管理を行う能力があるか。	35
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
⑤	自主事業の内容が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。	災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	25
		本市の特色やニーズを踏まえた「笠間らしい」事業であるか。	
		建築作品としての笠間の家のイメージに合った事業であるか。	
		陶芸家里中英人氏、建築家伊東豊雄氏のネームバリューを有効的に活用しているか。	
		地域組織との連携、作家の育成等に寄与する事業であるか。	
合 計		100	

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成26年9月25日(金)
午後1時30分から午後4時30分まで
(審議会委員による現地視察：平成26年8月19日(火)実施)
- ② 場 所 笠間市役所 大会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 8名(欠席1名)

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間の家は、日本を代表する建築家伊東豊雄氏の作品でもある旧里中英人邸(笠間の家)の保存及び活用を図るとともに、地域活性化及び市民と都市住民との交流の促進を設置目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準(募集要項に提示)に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、議長を除く出席委員で決を採った。

その結果、下記のとおりとなり、NPO法人 いばらきの魅力を伝える会を笠間の家の指定管理者候補者として適当と判断した。

	NPO法人 グラウンド ワーク笠間	NPO法人 いばらきの魅力を伝 える会	生活ネット いばらき	笠間焼協同組合
指定管理者候補者として 適当と判定した 委員数（7名）※	0	5	0	2

※議長を除く。

※ 各団体に対する評価傾向

○NPO法人 グラウンドワーク笠間

- ・18項目の審査項目中、「利用者の平等利用が確保されているか。」「利用者の増及び利便性・サービス向上等のための適切な方策が講じられているか。」など9項目について、全委員が普通以上と評価したが、過半数の委員が優れていると評価した項目はなかった。

○NPO法人 いばらきの魅力を伝える会

- ・18項目の審査項目中、「利用者本位のサービスが提供されているか。」など12項目について、全委員が普通以上と評価し、「施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。」「類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。」「民間経営の独自性があるか。」など8項目について、過半数の委員が優れていると評価した。

○生活ネットいばらき

- ・18項目の審査項目中、「利用者の平等利用が確保されているか。」「利用者本位のサービスが提供されているか。」など14項目について、過半数の委員が普通と評価したが、過半数の委員が優れていると評価した項目はなかった。

○笠間焼協同組合

- ・18項目の審査項目中、「適切な施設の維持管理が確保されているか。」「安定した経営基盤を有しているか。」など8項目について、全委員が普通以上と評価し、そのうち「地域組織との連携、作家の育成等に寄与する事業であるか。」の項目については、過半数の委員が優れていると評価した。

エ 審議会の結論

申請団体を審議したうえで採決した結果により、NPO法人いばらきの魅力を伝える会が、笠間の家の指定管理候補者として適当である。

○付帯意見 特になし。

5 選定結果

指定管理者候補者名	NPO法人いばらきの魅力を伝える会
主な選定理由	提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、他類似施設の管理運営の実績及び利用者の増加に向けた独自性のある事業計画を総合的に評価し、選定した。

6 指定管理者の指定

平成27年4月1日から平成30年3月31日までを指定期間とする指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決（平成26年11月12日）を経て、指定管理者に指定した（平成26年11月12日告示）。

指定管理者の指定をした日	平成26年11月12日
公の施設の名称	笠間の家
指定管理者に指定した団体の名称、代表者及び事務所の所在地	NPO法人 いばらきの魅力を伝える会 理事長 金澤 大介 笠間市笠間2372番地5
指定管理者の指定の期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：H24.10.8～H26.10.7)

	委員名	備考
1	いしかわ たけじ 石川 武次	民間委員
2	こまつぎき ひとし 小松崎 均	民間委員
3	すずき こ 鈴木 くに子	民間委員
4	ながい ひろこ 永井 博子	民間委員
5	ありち かつや 有地 克也	民間委員

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員

	委員名	備考
1	くすみ しのみ 久須美 忍	笠間市副市長（会長）
2	はしもと まさお 橋本 正男	笠間市市長公室長
3	しおはた まさし 塩畑 正志	笠間市総務部長
4	そのべ たかお 園部 孝男	笠間市教育委員会教育次長